

第14回教育委員会（定例）議事録

1 開 会

令和8年3月9日（月） 14時06分

2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊
委 員 西田 正志
委 員 鈴木 友美
委 員 吉良 佳晃
委 員 倉 真智子

4 会議に出席した職員

学校教育部長 酒井 寛興
こども未来部長 田中 正典
社会教育部長 中野 悟
学校教育次長 小嶋 拓也
教育総務課長 山内 俊秀
学校教育課長 石井 健一
学校教育課副課長 木村 匡宏
東部学校給食センター所長 糸川 尚子
西部学校給食センター所長 畑岡 俊成
子育て企画課長 山鳥 有史
保育教育課長 山田 康弘
社会教育・文化財課長 辻川 貴志
市史編さん課長 小島 理三
中央公民館長 竹見 朋子
教育総務副課長 近成 和泉

5 議事日程及び議案

別紙の通り

6 開会宣言

14時06分

7 会 期

（自）令和8年3月9日 （至）令和8年3月9日 1日間

8 会議録署名委員名簿

鈴木友美委員

9 閉 会

15時46分

丹後教育長	日程第 1、令和 7 年度第 13 回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は、3 番鈴木友美委員を指名する。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 8 年 3 月 9 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、承認事項に移る。承認第 11 号「令和 7 年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について」、社会教育・文化財課に説明を求める。
辻川課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	今回混乱があったことについて説明願う。事務局としてどう考えているのかを示していただきたい。
辻川課長	三宅剣龍賞については、本来であれば、小・中学生の書道展の優秀賞の方や、みどり賞と同時に表彰するのが通例であった。今年度は、市の 3 大表彰ということで、市の功労者表彰と同等の「役職 8 年」、「退任後」ということを明文化し、推薦要領を定めた。この部分で推薦がかなり厳しいと文化協会からもお聞きしたので、調整を図った上で、今回、推薦要領の「役職 8 年」と「退任後」の 2 項目を見直し、幅広く丹波篠山市の文化芸術に貢献された方を推薦していくこととした。文化協会と社会教育に携わる者として公民館長、社会教育・文化財課長で推薦者を募り、7 名の推薦となっている。
西田委員	初めに提案説明を受けた際、厳しすぎる基準では文化振興にならないという指摘をしたはずである。それに対する反省はないのか。
辻川課長	おっしゃるとおり、文化振興は年数ではないということと、過去にも内規で 8 年という縛りは持っていたが、明文化をしたことによって、こういう混乱を招いたことについては反省している。
西田委員	推薦要領の 2 (2) 推薦基準ウは、変更前の要領に「8 年」、「退任後」とあったことを受けて書いてあると思うが、これは要らないと思う。理由は、要は文化協会が推薦した人は特別な理由が要ることになるのではないのか。
辻川課長	そうではなくて、推薦要領の 3. 推薦者で、(3)文化協会の長、(4)市内の社会教育機関の長、(5)教育委員会事務局の所属長となっているので、特別成績を残された人を文化協会から推薦することではない。
西田委員	3 推薦者の(1)から(5)まで全部、理由があるから推薦されるのではないのか。「被表彰候補団体の推薦については、表彰すべき特別の事由がある場合のみ、その対象とする」の「特別の事由」とはどのようなことを想定されているのか。

辻川課長	何かの賞をとられた場合などを想定しており、一般的な芸術文化に振興された方という幅広い意味を持たせている。ただウについては、例えば賞をとられたとかそういった特別に推薦すべきものがあるという部分について記載をしている。
丹後教育長	この規定は昨年度からあったのか。
辻川課長	「役職8年」と「退任後」の部分を令和7年度に追記した。その他の部分は改定していないので、前回からと認識している。
西田委員	前の要領には、推薦基準の中にエまであったということか。
辻川課長	(2) 選考基準イの「主導的役職を概ね8年以上務めた者」とエの「被表彰候補者の推薦時期については、原則各団体等からの役職退任後としますが、現職中に表彰すべき特別の事由がある場合はこの限りではありません」の2か所について今年度追記したが、かなり該当者が絞られてしまうことになるため、今回削除している。(2) 推薦基準ウについては、令和6年度から変更はない。
西田委員	もう一度聞くが、被表彰団体というのはどういう団体なのか教示願う。
辻川課長	被表彰候補団体の推薦については、(3)文化協会の長と認識をしている。 (3) 文化協会の長の推薦となると文化協会の会員が対象になるので、会員でない方々については、(4) 社会教育機関の長と(5) 所属長で推薦をしていくことになる。
西田委員	そういう方を推薦するときは、特別な理由はないと推薦できない。先ほどのお答えでは、特別な事由というのは何らかの表彰をされたことと読んでいくのか。
辻川課長	先ほど言ったように、ウに「表彰すべき特別の事由」とあるが、イのところで、『「健全な芸術、芸術文化等における活動によりその向上発展に貢献した者」とは、個人の活動を通じて芸能、芸術文化等の向上発展に貢献した者のほか、市内の文化団体での活動を通じて貢献した者とします』とあるので、推薦者については、下の表(4)、(5)になると思うが、文化協会以外の方でも、成績表彰ではなく、文化芸術に貢献された方を推薦できるとしている。
西田委員	そういう方は誰が推薦するのか。
辻川課長	推薦者は、この(4)と(5)になるが、もちろん社会教育機関の長とか、我々所属長で、例えば市民プラザなどに登録し活躍されている方々については、こちらからお願いし、該当者を推薦していく形になる。
西田委員	そうなったときに先ほどの答弁では、表彰すべき特別な理由が何か表彰されたこととおっしゃった。(4)と(5)番の人が、推薦しようと思ったら、表彰された人しか推薦できないと読めるのではないか。
辻川課長	イのところで推薦できると認識している。
西田委員	それであれば、ウは要らないのではないか。ウがある意味はどういうことか。
辻川課長	ウについては、貢献されて、賞をとられた場合を想定している。イについ

西田委員	<p>ては、活動そのものを表彰する場合を想定している。ただ、推薦者については、文化協会以外であっても、市の社会教育団体、社会教育機関の長もしくは市教育委員会の所属長で該当する方を推薦できると認識している。</p> <p>団体に所属していなくても、市の文化、振興に寄与した人を広くすくい上げられるような推薦要領にしていきたい。</p>
丹後教育長	<p>今、西田委員がおっしゃった方向で文言の整理をして、推薦要領については検討していきたい。</p>
丹後教育長	<p>承認第 11 号「令和 7 年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について」承認することに、異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、承認第 11 号「令和 7 年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について」を承認する。</p>
丹後教育長	<p>日程第 5、議案に移る。議案第 45 号「丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教育総務課に説明を求める。</p>
山内課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
丹後教育長	<p>質疑はないようですので、議案第 45 号「丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第 45 号「丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>議案第 46 号「丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 47 号「丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」の 2 件は関連があるので、一括議案とする。</p> <p>なお、説明及び質疑は一括して行うが、採決は議案ごとに行う。それでは、教育総務課に説明を求める。</p>
山内課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
西田委員	<p>栗栖野から丹南中学校へは遠距離ではないのか。</p>
山内課長	<p>既存のルールでは、遠距離通学の対象にはなっていない。</p>

西田委員	要綱の別表は、中学校で選択制がある場合に、6キロを超えていれば選択できる両方について記載されるということでしょうか。
山内課長	そのとおりである。
丹後教育長	議案第46号「丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第46号「丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第47号「丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第47号「丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第48号「丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」、学校教育課に説明を求める。
石井課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	要綱第4条第2項に「市が自ら地域クラブ活動を運営団体・実施主体となり…」とあるが、種目は何を想定されているのか。
木村副課長	市自らが地域クラブの運営団体となっているものは、今のところない。市と各協会やクラブチームなどの運営実施主体と連携して進めているところである。
西田委員	第12条第2号に財政支援とあるが、具体を教示願う。
木村副課長	基本的に公的支援と会費等をバランスよく考えて実施をしていくが、公的な支援という部分では、指導者の謝金、活動の運営費として消耗品、施設利用料、印刷製本費、指導者の保険等を考えている。
西田委員	令和8年度の予算では、何団体分で要求されているのか。
木村副課長	8団体である。
山内課長	この要綱を定めたことに伴う新たな予算等の措置はなく、これまで本市が進めてきた方向から大きな変更はない。なお、これまで公的支援として10万円を支給としていたが、来年度から1団体5万円とし、従来土日の対外試合に出るときのバス代等の補助については、地域クラブに移行すれば、学校

<p>西田委員 山内課長</p>	<p>への補助から対象を変えて地域クラブに支給する。直接執行である謝金については、8団体分を想定して予算化している。</p> <p>謝金は直接執行か。</p> <p>現状は直接執行であるが、将来的には運営補助に含め、団体の裁量で支出できるような形に持っていきたいという意向はある。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>議案第48号「丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。</p>
<p>全委員 丹後教育長</p>	<p>異議なし。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>全員賛成で、議案第48号「丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について」は原案どおり可決する。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>議案第49号「丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱の制定について」、学校教育課に説明を求める。</p>
<p>石井課長</p>	<p>《議案書に基づき説明》</p>
<p>西田委員</p>	<p>教育公務員の兼職兼業については、今までからいろんなケースがあったが、正式な要綱としてはなかったと思う。市の会合に委員として出ていく場合など判断が難しい面もあった中、今回、地域展開についてこのような制度ができるのはいいと思う。これは、国からひな形がきているのか。</p>
<p>木村副課長</p>	<p>国が示しているガイドラインのようなものがあり、この要綱もそれを参考に作成をしている。</p>
<p>西田委員</p>	<p>そつなくできていると思う。元々の先生方への負担軽減という点に配慮しながら、それでも関わりたい先生方については兼職兼業で、その勤務時間の把握も含めて100時間とか80時間という規定がある中、自身が校長であれば、地域クラブでの勤務実態を兼職兼業している職員が校長に出して、校長がそれを認めることは難しいと思う。地域クラブの代表の方から報告する形にはできないのか。</p>
<p>石井課長</p>	<p>また、このことは学校長には知らせてあるのか。</p>
<p>西田委員</p>	<p>前回の校長会で、お知らせしている。</p>
<p>木村副課長</p>	<p>特に異論はなかったのか。</p>
<p>木村副課長</p>	<p>なかった。今年度も実施しているが、どれぐらい活動しているかを知りたいという校長もいる中、国も、まず学校には知らせて、教育委員会は基本的に地域クラブの代表から従事時間を毎月の実績とともに報告してもらっている。来年度もそのような形で把握していきたいと考えている。部活動のときは必ず顧問が出なければならないが、地域クラブの場合は指導者がローテーションをする中で、今まで月4回出ていたのが月2回になるなど負担軽減につながる部分もあるので、地域クラブと学校と連携しながら進めていきたい。</p>

西田委員	第3条第1項第3号で、「1月当たり100時間以上となること」、「複数月の平均が80時間を超えることが見込まれるとき」とあるが、これは、今国が示している基準ではなく、ハードルを下げている。このことが部活動が大好きな先生の勤務時間逃れにならないよう、自己申告のまま校長がそれを認め、許可を出すことになると本来の趣旨から外れていくので、校長や教育委員会がしっかりチェックしないといけないと思う。新たに策定する業務量管理・健康確保措置実施計画逃れにならないように注意していく必要があると思う。
丹後教育長	議案第49号「丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第49号「丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第50号「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」、子育て企画課に説明を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第50号「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第50号「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	日程第6、協議事項に移る。協議第8号、「令和8年度丹波篠山の教育概要版について」、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	この決定はいつになるのか。
山内課長	本日、項目を決めていただければ原稿データを見てもらうが、3月末に業者を決めてすぐ入稿というスケジュールになるので、最終確認は事務局で行うことになる。体裁を特に変えることは考えていないが、何年か前にはもう少し文章があった方がいいということで少しボリュームを増やして、項目数を絞ったこともあった。御意見をいただければ対応する。

丹後教育長	協議第8号、「令和8年度丹波篠山の教育」概要版について』は、ここま でとする。
丹後教育長	日程第7、報告事項に移る。報告1「寄附採納について」、教育総務課に 報告を求める。
近成副課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	ライオンズクラブからの寄附については、報告のあった八上小学校だけ でなくほかの学校もあると思うが、出ていないのか。
近成副課長	全部で6校に寄贈いただいております、12月に1校、今月2校目の報告とな る。残りの4校については、次回に報告させていただく。
丹後教育長	報告2「後援名義の承認について」、教育総務課に報告を求める。
近成副課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告3「令和7年度3月小・中・特別支援学校定例校長会について」、学 校教育課に報告を求める。
石井課長、小嶋次 長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告4「フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業につい て」、学校教育課に報告を求める。
石井課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告5「令和7年度3月幼稚園・こども園長会について」、保育教育課に 報告を求める。
山田課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告6「第46回丹波篠山ABCマラソンの結果について」、社会教育・ 文化財課に報告を求める。
辻川課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	事務局によく頑張ってください、本当に多くの方に参加いただきありがた く思う。今報告いただいた課題は、やはり規模が大きくなったことによるも のがほとんどであったと思う。昔、多かったときは1万2000～3000くらい

<p>吉良委員</p>	<p>の申込みがあり、駐車場やシャトルバスのことがずっと課題に上がっていた。そういう時代に入ったのだと思う。過去の例でいうと、逆走や死亡事故、前日の降雪によって、コースの確保が難しかったことなど、いろんな経験をしてきた。今後は、増えたことに対して適正な規模はどれぐらいなのかについても考えていただきたいと思う。</p> <p>また、丹波新聞を見ると、教職員がよく頑張ってくれていた。登録男子の木村先生、未登録の雪岡先生など、このマラソンには欠くことのできない市内ではトップランナーとして頑張ってくれているので、とてもうれしく思った。</p> <p>運営、広報など本当にありがとうございました。リレーマラソンを走ったランナーの視点から、中継地点ではスムーズなたすきリレーができていたことと、迷う方がほとんどおられなかったというところで改善が見られたと思う。実際、天気がよく、3人搬送されたという報告もあったが、迅速な対応をいただいたと思っている。感謝している。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>報告7「教育長報告」について報告する。</p> <p>前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては46～47頁に記載している。2月15日の丹波篠山映像祭、2月22日の桶ッ卓球世界大会、3月1日のABCマラソン、市民ミュージカルなど、大きなイベントがあったが、担当者を中心に尽力いただき、大きな成功を収めている。ただ、市の職員の働き方改革や人員削減もある中、この大きなイベントをどれだけ市が中心になってやっていくのか、市民の成長、市民の主体性の育成を図ることと市が担うべき役割とのバランスについて、課題意識を持っている。</p> <p>次に、3月の校長会では、「ピア・サポートを生かした学級づくりプログラム」という本を中心に、ピア・サポートについて説明した。ピア・サポートという言葉自体は、教員なら誰でも知っている言葉であるが、これは、先生や指導者などといった人たちだけのサポートではなく、仲間がサポートするということである。例えば、アルコール依存症など同じ病を持つ人が同じ経験をした人をサポートすることは、仲間によるサポートということで非常に効果がある。サポートする人は自分の経験を生かすことができ、自分が役に立ったと思える。また、サポートされる人は同じ悩みを持ち、同じ経験をした人からサポートを受けるので、非常に心に響くものがあるということで、この仲間によるサポートは非常に良いものだと思う。</p> <p>教育界では、子どもによる子どものサポート支援ということで、子ども同士が支え合うことは、今の学習指導要領でも目指しているところであり、協働的な学び、主体的な学びという点で非常に共通性があると思う。</p> <p>2の「主体的・対話的で深い学び、アクティブラーニング」は、学習指導要領でも示されているもので、ピア・サポートとは非常に親和性があり、共通項が多いと思っている。単に仲間をサポートするようと言っても、そのような経験があまりない子どもたちにはなかなか難しいところもある中、この</p>

本では、ゲームや遊び、アクティビティーを通じて、子ども同士がふれ合う環境を作っていく、学級づくりをしていこうと書かれている。テストの点数だけではなく、助け合うことや主体的に自分が動くことなど非認知能力と言われるものと、ピア・サポートや学び合いとは非常に共通している点があるので、もう一度共通理解して進めていこうと話した。

以上で、本日の審議は全て終了する。

これをもって、第14回定例教育委員会を終了する。